



## 滋賀県版水辺の楽校<sup>がっこう</sup>の概要

～地域一体となった子どもたちの自然体験活動・環境学習の場づくり～

### 『滋賀県版水辺の楽校』について

- ・『滋賀県版水辺の楽校』は、安全に水辺に近づけるための水辺整備など、「子どもの水辺」において活動を推進するにあたって必要なハード面と、川の知識や関心の向上のための出前講座などのソフト面について支援を行うものです。

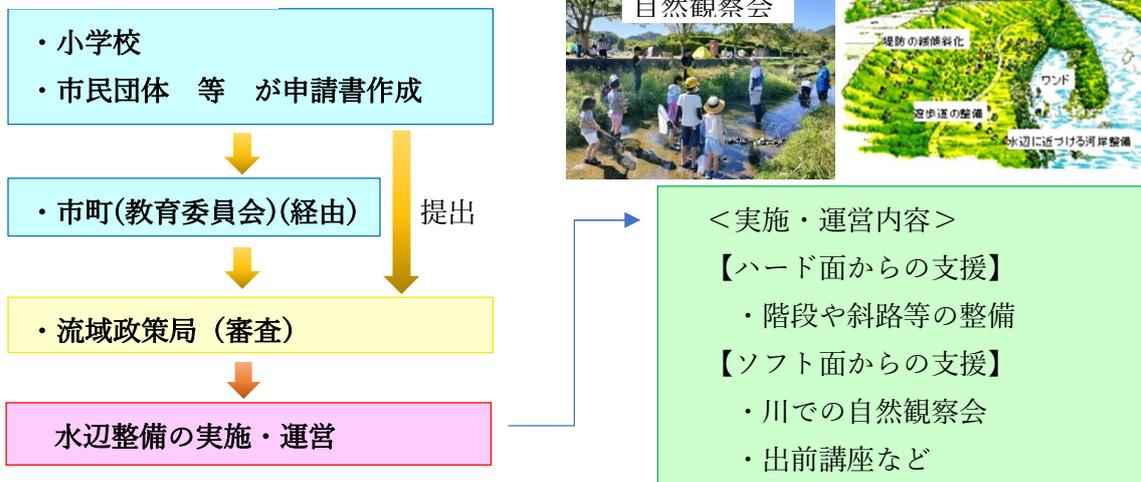
### 『子ども・子ども・子ども』と『滋賀県版水辺の楽校』の関係性

- ・滋賀県では子どものことを考え、夢や希望、未来につながる政策に取り組んでいます。
- ・国では地域の身近な水辺（「子どもの水辺」）における自然体験活動や環境学習を推進するため、国土交通省、文部科学省、環境省の3省が連携して取り組んでいる『「子どもの水辺」再発見プロジェクト』があり、これをモデルにして、滋賀県の実態に合わせた取り組みを進めます。

### 河川を活用した自然体験活動・環境学習について

- ・人間と環境の関わりについての理解を深め、豊かな人間性を育んでいくために、自然体験活動や環境学習を積み重ねることは重要です。
- ・地域に身近に存在し、自然が残されている川は、貴重な自然体験活動や環境学習の場となっています。
- ・小中学校において「総合的な学習の時間」が教育課程として定着し、自然体験活動等の場として、川への注目が集まっています。

### 【水辺の楽校フロー】





## 滋賀県版水辺の<sup>がっこう</sup>楽校の運用

### 第一 趣旨

国土交通省、文部科学省、環境省の3省が連携して実施している「水辺の楽校」事業をモデルとし、滋賀県土木交通部の施策である『みずべのこ』の理念に基づき、より簡便で利用しやすい制度としたものを「滋賀県版水辺の楽校」とする。子どもたちの河川利用の促進、自然体験活動や環境学習の充実を図るにあたって水辺の整備等が必要となる場合について、当該箇所を「滋賀県版水辺の楽校」として整備の推進を図るものとする。

### 第二 登録申請

「滋賀県版水辺の楽校」の登録申請にあたっては、小中学校や市町教育委員会、市民団体等から、滋賀県土木交通部流域政策局長に対して様式-1による申請書に「滋賀県版水辺の楽校構想」を記載して提出するものとする。

局長は、登録申請があったものの中から、申請内容等を勘案して整備を実施し、「滋賀県版水辺の楽校構想」の実現に努めるものとする。

### 第三 滋賀県版水辺の楽校構想

「滋賀県版水辺の楽校構想」は、以下の項目等に関し、様式-1を作成することとする。なお、整備内容は、当該区域の自然環境の保全に充分配慮したものとする。

- (1) 水辺で行う子どもたちの遊びや自然体験活動、環境学習に関するプラン
- (2) 「滋賀県水辺の楽校」として整備する河川及び区間の概要

### 第四 整備及び運営等

「滋賀県版水辺の楽校」の整備にあたっては、プランに従い、整備された水辺が最大限に活用されるよう、河川管理者と申請者との間で具体的な整備内容および運営方法について十分な協議を行うこととする。また、両者は、整備された水辺について良好な空間が保全されるよう適切な維持管理に努めなければならない。

滋賀県土木交通部 流域政策局  
河川・港湾室 河川環境係  
TEL：077-528-4154

様式－1（申請関係）

令和 年( 年) 月 日

滋賀県土木交通部流域政策局長

(申請者)

(連絡先)

滋賀県版水辺の楽校の登録について（申請）

「滋賀県版水辺の楽校」について第二の規定に従い、「子どもの水辺」名称を滋賀県版水辺の楽校として登録されたく申請します。

滋賀県版水辺の楽校構想

1 申請箇所の概要

- ・対象河川： 川
- ・活動所在地： 市 町
- ・区 間： ～

※ [市民団体の場合] 対象としている水辺で活動する主な学校  
学校

2 水辺の学校の概要及び実施内容

- ・水 辺 で の 活 動 の 名 称：
- ・事 務 局 お よ び 構 成 員：
- ・現 在、行 わ れ て い る 取 組 の 概 要

(例) ○○川の○○市△△地先の水辺を子どもたちの体験学習の場として活用し、子どもたちの自然体験活動や環境学習の場を支援する。  
活動内容紹介ホームページ (あれば) : <http://www.XXXXXXXXXX.ne.jp>

・活動にあたっての要望事項

ハード	(例) 河道に近づくための階段の整備
ソフト	(例) 川での自然観察会への協力

3 添付資料

(1) 平面図

任意の地図に整備を必要とする箇所・内容および写真等が示された図面